

交通基本法の早期制定と国の支援措置の拡充を求める意見書（案）

地域公共交通の再生・活性化が喫緊の課題となる中、法制定が期待された交通基本法案は、平成23年3月に閣議決定され、内閣提出法案として国会に提出され、平成24年1月からの第180通常国会で審議入りしたものの、衆議院の解散に伴い廃案となりました。

廃案となった交通基本法案は、国土交通省の交通基本法検討会での検討を経て、同省の交通政策審議会に取りまとめられた、交通基本法案の立案における基本的な論点についてをベースに法案化されました。

同法案は、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されなければならないとし、日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠な通勤、通学、通院その他の人の移動を円滑に行うことなどが明記されるとともに、環境負荷の低減、まちづくり、観光立国等の観点から総合的な交通体系の整備を、国及び地方公共団体の責務とする内容であります。

人の活力の源泉たる交通が、その機能を十分に発揮できるよう、交通に関する施策を総合的に再構築し、これを計画的に推進していくことは待ったなしの課題であり、その骨格となる交通基本法の制定が早期に求められるところであります。

取り分け、人口減少、少子高齢化が著しい地方においては、交通空白地域や交通不便地域が増大し、高齢者の円滑な移動や通勤、通学など住民の足を確保する地域公共交通の維持・再生は深刻さの度合いを深めています。

よって、国におかれては、下記の事項について実現するよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 公共交通が、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に不可欠な基盤であるとの認識に立ち、国民目線、利用者目線に立った公共交通に関する骨格となる枠組みとして、交通基本法を早期に制定すること。
- 2 地域公共交通の維持・再生に向け、国において必要で十分な支援措置を拡充すること。

平成25年3月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
内閣官房長官
国土交通大臣

長野市議会議長 祢津栄喜